2024年４月から実施！

改正障害者差別解消法と インクルーシブ社会の実現

認定NPO法人　DPI日本会議

副議長　　尾上 浩二

障害をもって生きてきた経験を元に

- 1960年大阪市生まれ、1歳で脳性マヒとの診断。
- 親の会が実施していた訓練事業に通う。その後、養護学校、施設を経て、中学から地域の学校へ。
- 大阪市立大学に入学後、障害者運動に参加。駅のエレベーター設置や、福祉のまちづくり、自立生活支援に取り組む。
- 2004年からDPI日本会議事務局長。障害者政策委員、内閣府・政策企画調査官を歴任。
- 現在DPI副議長、内閣府障害者施策アドバイザー

合理的配慮を巡るキーワード
―障害者差別解消法・基本方針より―

- 権利条約における合理的配慮の定義＝社会モデル
- 障害者からの意思の表明＝障害者のニーズを元に
- 社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な取組み
- 負担が過重でないもの

【提供に当たってのポイント】

- 代替え措置の選択も含め
- 双方の建設的対話
- 必要かつ合理的な範囲で柔軟に

あるホテルでの体験

- 湯船に入るためにはシャワーチェアorボードが必要
- ある講演会で宿泊したホテル
  - バリアフリールームだが、浴室は湯船に手すりが取り付けられている程度…
  - ホテルとしてシャワーチェアは保有していない
  - パイプ椅子の貸出を申し出るが「客用備品リストにない…」

  →対話を通じて貸りること（代替え措置）ができ無事入浴
- 建設的対話を通じて「落としどころ」を見つける
  - 「夜10時にシャワーチェアを用意」（過重負担）
  - 「備品リストにないから貸せない」（できるのにやらない）

貸出備品をウェブで掲載するホテルも

【東横INNのホームページより】

貸出品

ハートフルルームのあるホテルでは、次のものを貸出品としてご用意しております。
予約時に希望のものを、お申し付けください。（順次、全店でご用意いたします）

- 入浴用チェア
- 滑り止めマット
- フットライト
- 点字表記での「ホテルご利用案内」

- 荷物置き台
- 延長コード
- ドライヤー（壁付けとは別途）

- 浴槽内チェア
- 手桶・洗面器
- 電気ポット（ボタン式）

つまり「合理的配慮」とは

➡話し合いをして（建設的対話で）

➡落としどころを探して

（必要かつ合理的な範囲で柔軟に）

➡障害者が障害のない人と同じように活動することができるように変更や調整をすること

（社会的障壁の除去を行うこと）

※建設的対話は現場の対応力を高める

障害と社会モデル

「障害」はどこにあるのか

○突然ですが、

「障害」とは、どこにあるでしょうか？

（車いすの方）

「障害」はどこにあるのか

○階段しかないので、２階には上がれない

⇨「障害」がある

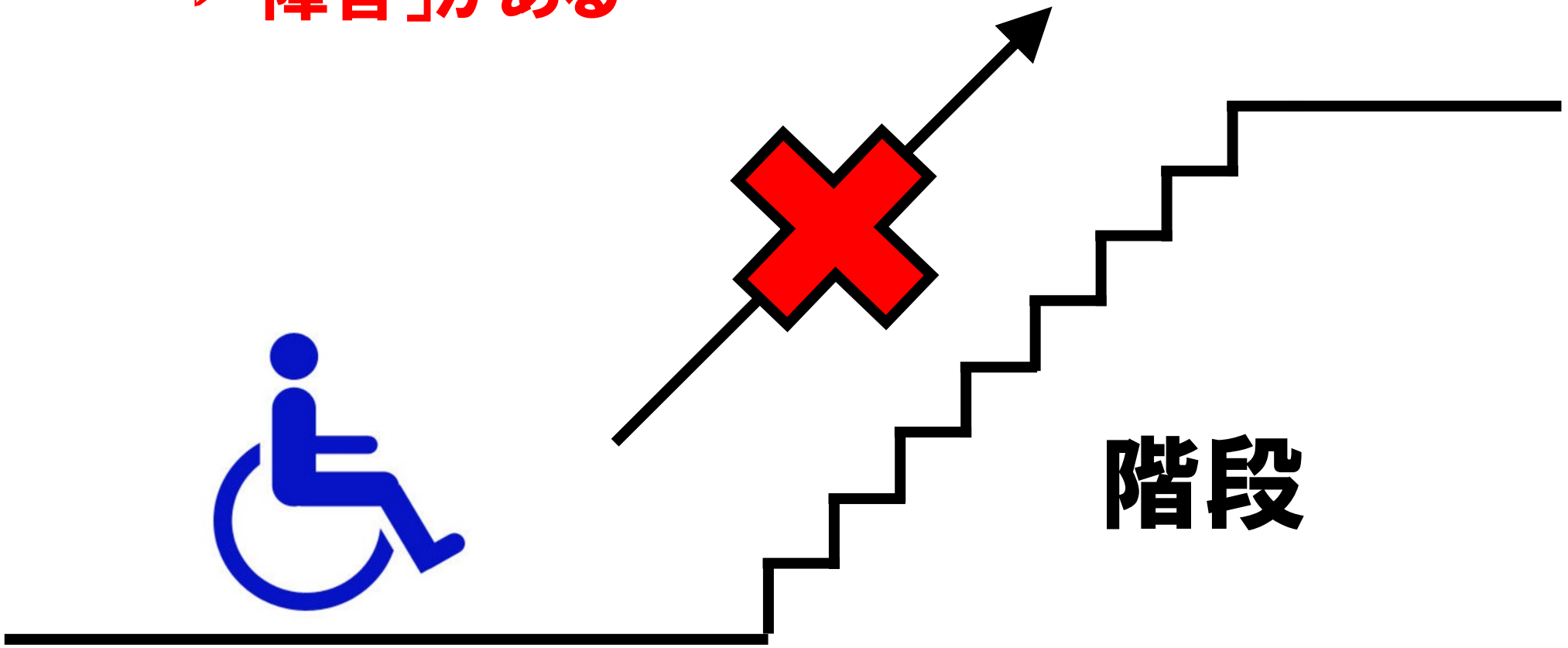

「障害」はどこにあるのか

○エレベーターがあれば、２階に上がれる

⇨「障害」がなくなった！

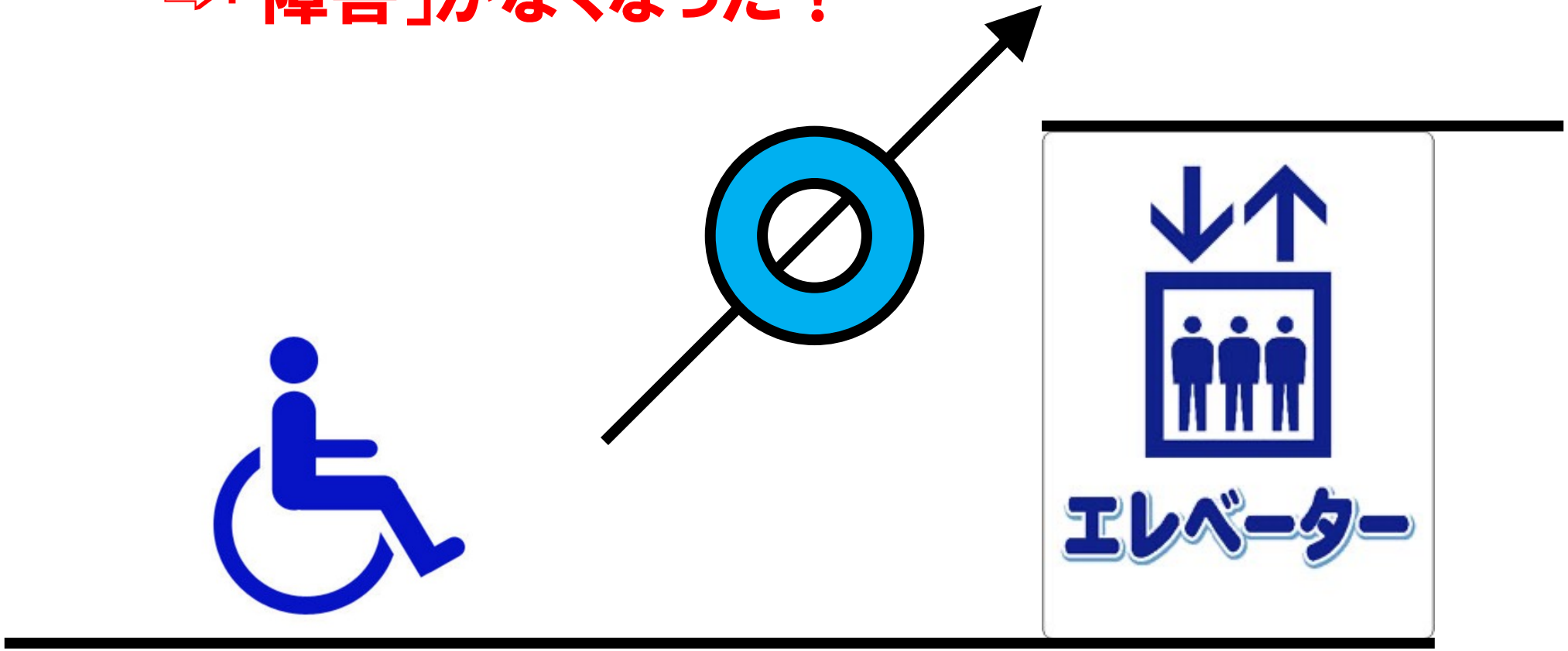

「障害」はどこにあるのか

○車いすの方は、何も変わっていない

○変わったのは、あくまでも周囲の環境

⇨「障害」とは、障害者本人の機能障害を指すのではなく、社会の様々な障壁によって生じるもの

⇨これが、障害者権利条約が採用している世界の潮流の考え方（いわゆる「社会モデル」）

障害者差別解消法のねらい

○障害者の社会参加を制約する元凶である
こうした「障害」を取り除くことが重要

○障害者差別解消法は、「障害」を解消する
具体的な取組を定め、**国民一人ひとりが**
自発的に取り組むことを促している

○ひいては、障害への理解が深まり、障害者
との建設的対話や相互理解が促進され、
取組の裾野が広がることが期待されている

「障害」は誰にでもある

○世界の潮流（社会モデル）を前提にすると、
誰にでも「障害」があることになる

「障害」は誰にでもある

○断崖絶壁では、どんな人も2階に上がれない

⇨「障害」があることになる

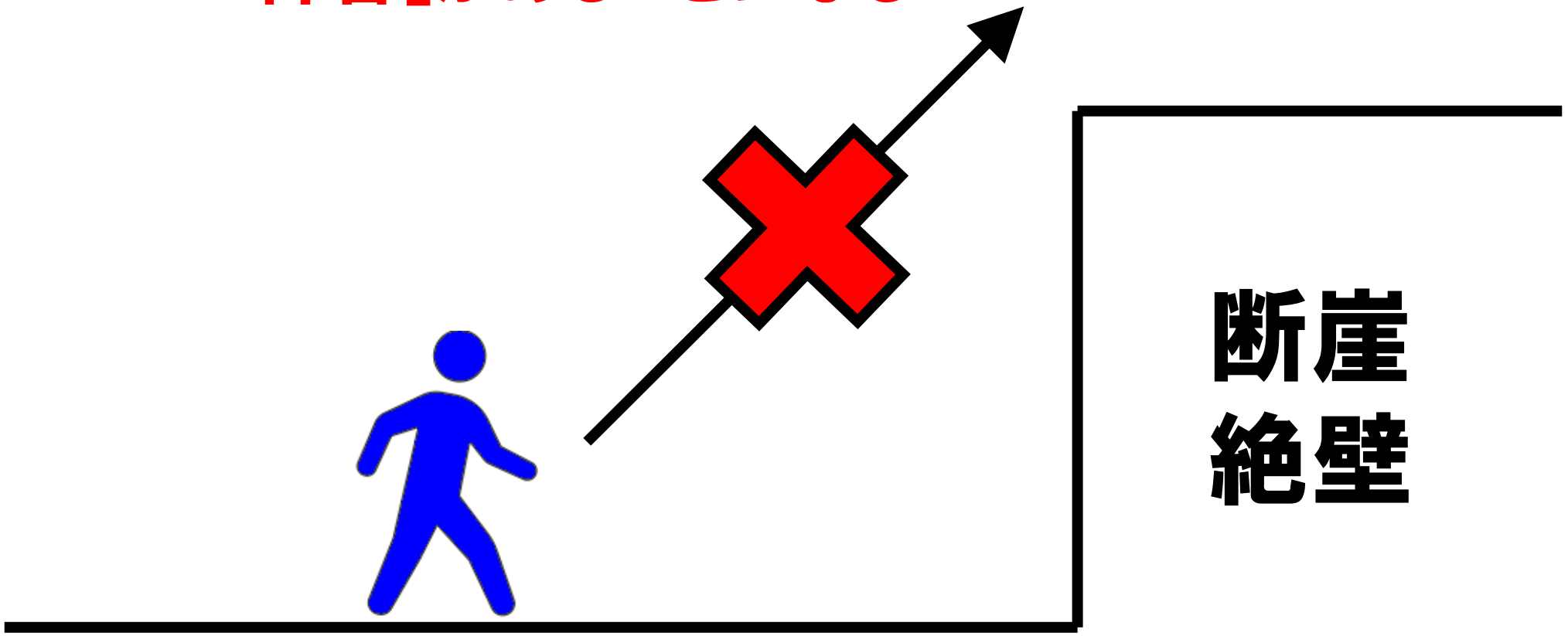

「障害」は誰にでもある

○はしごを持ってきてあげると、２階に上がれる

⇨障害者差別解消法でいう「合理的配慮」

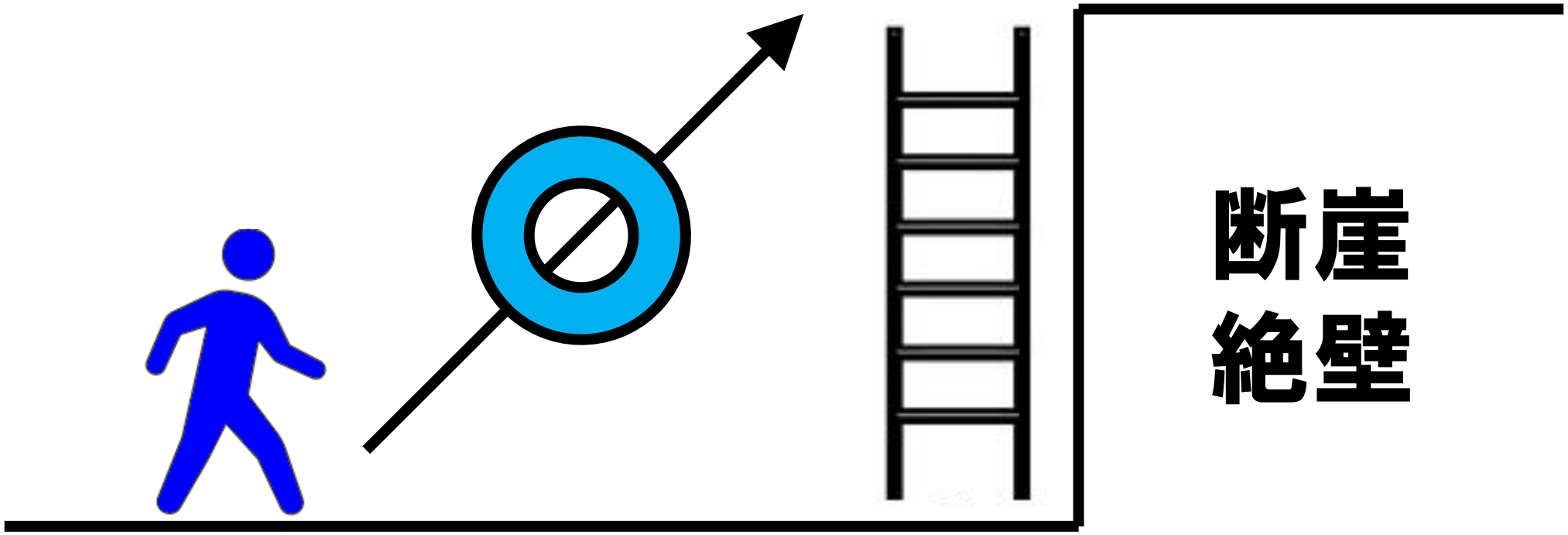

「障害」は誰にでもある

○階段を設置すると、いつでも2階に上がれる

⇨障害者差別解消法でいう「環境の整備」

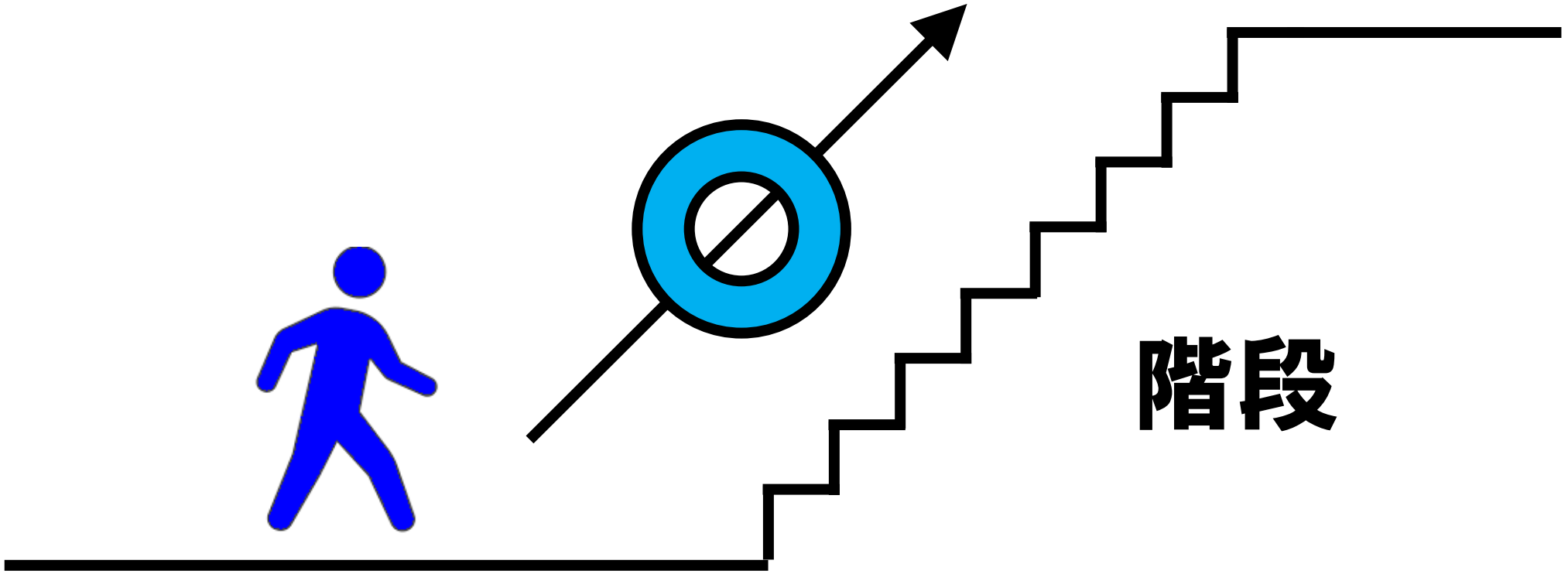

障害のない人は配慮されている

○見たことがありますか？

◆幅が狭すぎて、同僚とすれ違えないオフィス

◆天井が低すぎて、頭をぶつけるレストラン

◆階段のない夢のマイホーム（２階建て）

○障害のない人には、既に必要な配慮が行われ社会的障壁（障害）が解消されている

⇨障害のある方への合理的配慮は、決して「障害者だけの特別な権利」ではない

広がり始めた文化芸術の合理的配慮

宝塚歌劇 Official WebSite TAKARAZUKA REVUE

NEW ニュース NEWS / 公演 REVUE / チケット TICKET / スター STAR / 劇場 THEATER / メニュー

鑑賞サポートタブレットの貸し出し

宝塚大劇場、東京宝塚劇場、宝塚バウホール、梅田芸術劇場ほか各劇場における当社および梅田芸術劇場主催公演では、聴覚に障がいのあるお客様を対象とした、鑑賞サポートタブレットの貸し出しを行っております。

鑑賞サポートタブレット

サービス内容

文字情報が保存されたタブレット端末をお客様ご自身で操作していただきながら、公演をご覧いただけます。

対象公演

宝塚大劇場、東京宝塚劇場、宝塚バウホール、梅田芸術劇場ほか各劇場における当社および梅田芸術劇場主催公演
※全国ツアー、ディナーショーは除く

利用料金

無料（利用時に障害者手帳の提示をお願いいたします）

【宝塚歌劇団ホームページより】

舞台が観客に与える感動･希望･多幸感

- 1度目の緊急事態宣言が明けて、恐る恐る観に行った花組のはいからさん。タブレットと共に観劇しました。
- そこで私は、舞台が観客に与える大いなる感動や希望、多幸感、演者の放つエネルギー、それが明日の希望や生きる糧につながることを、強く強く実感しました。

- タブレットの導入を進めて下さった宝塚歌劇の方々、劇場の方々、周りの観客の方々の温かいご理解に深く感謝しながら、今日も私は舞台を楽しんでいます

【聞こえにくくても宝塚を楽しむブログより】

新しい価値を生み出す取り組みも

【東京演劇集団風　バリアフリー演劇解説資料より】

合理的配慮と環境整備

- 障害者差別解消法・第5条（環境整備）
  - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない

- 環境整備＝不特定多数、事前的改善
- 合理的配慮＝（一定の環境を基礎に）具体的場面での個別調整

オリパラとインクルージョン

【NHK放送文化研究所コラム「インクルージョンと包摂」より】

・日本語に置き換えにくい外来語は多い。「インクルージョン」も，その1つのようだ。

・東京オリンピック・パラリンピックの基本コンセプトの1つは、「ダイバーシティ＆インクルージョン」だった。日本語では「多様性と調和」。「多様性」はわかるが、「インクルージョン」＝「調和」には違和感があった。

・「インクルージョン」の訳語として，「包摂」もよく目にする。しかし，「包摂」は日常語ではない。『三省堂国語辞典』（2022年，第八版）は「文章語」や「哲学・論理」のことばとしている。

どうも「インクルージョン」は，ぴたりと当てはまる日本語がない，つまり日本社会にはなじみのない考え方だったようだ。

手元の辞書を見ると…

- インクル ージョン《名》〔inclusion＝ 包括ほうかつ〕
  いろいろな人が個性・特徴を認めあい、いっしょに活動すること。「―社会」【三省堂 国語辞典第八版】
- ほうせつ【包摂】 ①ある事柄を、一定の範囲の中に包み込むこと。
  ②〔論〕(subsumption)ある概念が、より一般的な概念に包括される従属関係。例えば、哺乳類が脊椎動物に従属する関係。
- ほうよう【包容】
  ①包み入れること。
  ②人を寛大に受け入れること。【広辞苑第七版】

インクルージョン

エクスクルージョン（排除）

セグレゲーション（隔離・分離）

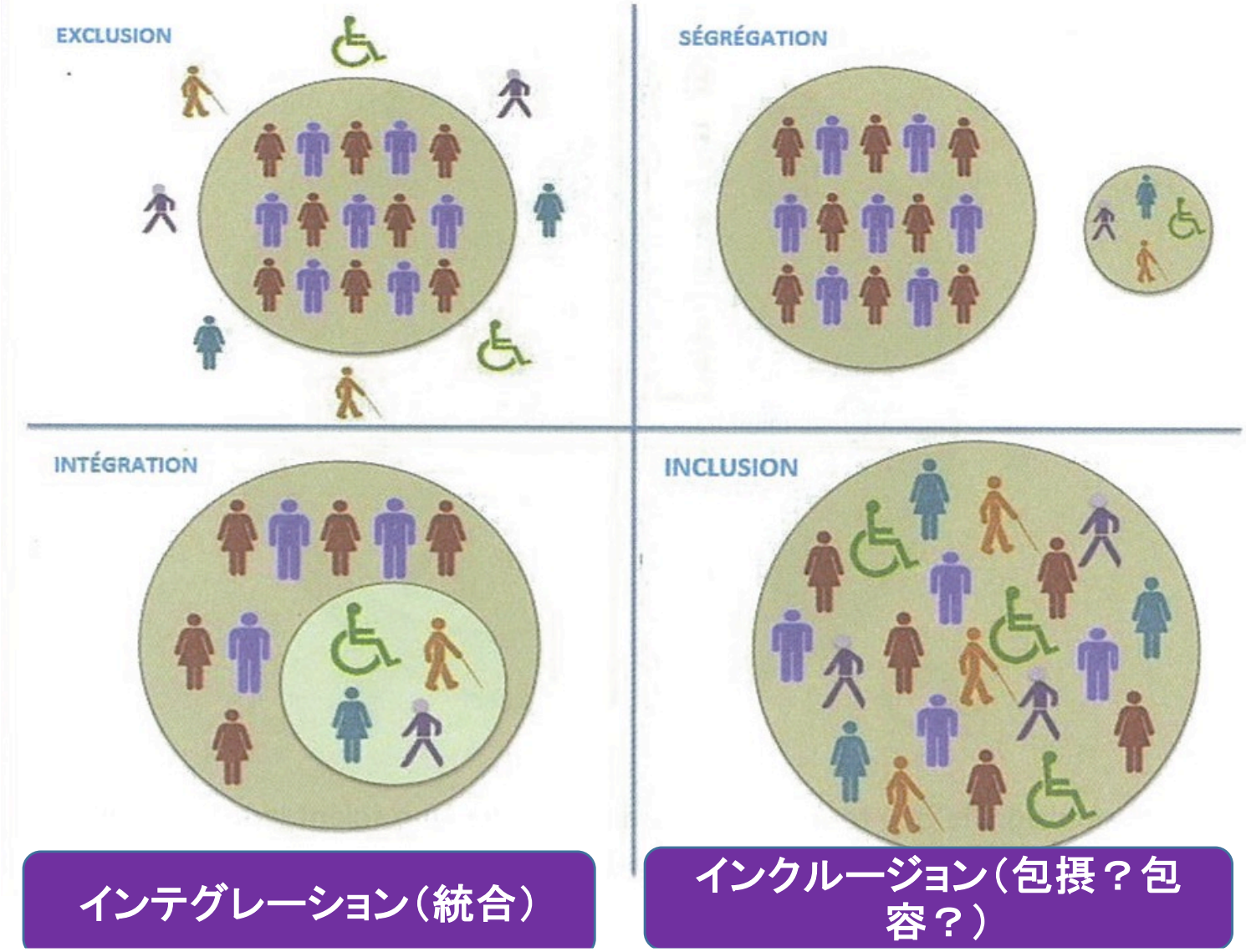

インテグレーション（統合）

インクルージョン（包摂？包容？）

LES AVIS DU CONSEIL ÉCONOMIQUE, SOCIAL ET ENVIRONNEMENTAL
Mieux accompagner et inclure les personnes en situation de handicap: un défi,une nécessité (2014, p24)の図を基に一木玲子作成（2015, 9, 20）

【国土交通省資料より】

3. 障害者差別解消法相談窓口の設置

国土交通省　総合政策局　安心生活政策課への相談例①

【航空事業者の補助犬帯同乗車拒否に関する案件】
○集団で航空機に補助犬を帯同した視覚障害者に対し、「約款で決まっているので、1機につき1体までしか乗車できない」旨を伝えられ、乗車を拒否された。
○理由を聞いても納得できる回答が得られなかった。

航空局を通じ
当該航空事業者へヒアリング

当該航空事業者の見解及び対応

○補助犬が1機につき1体までしか乗車できないのは約款上の規定に基ずくもの。
○身体障害者補助犬法第8条「身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない」とされているところであり、今回の件では、「この限りでない」部分を強調して、十分説明を行わなかった。

○「盲導犬の受け入れは1機に1匹」との約款が撤廃され、是正される。

3. 障害者差別解消法相談窓口の設置

国土交通省　総合政策局　安心生活政策課への相談例②

【障害者対応トイレの使用制限に関する案件】
○施設内男子用障害者対応トイレについて、通常は施錠されており、利用を希望する場合は施設管理者に声をかけて、その都度開錠することとなっている。
○そのような取り扱いは障害者の権利を侵害している。

地方整備局を通じ当該施設管理者へ
ヒアリング及び指導を実施

当該施設管理者の見解及び対応

○路上生活者等が中にこもったり、器物損壊に至る事例が複数発生したため、通常は施錠し、必要時のみ開錠する取扱いに変更していた経緯がある。

○障害者対応トイレの日常的な施錠は、施設利用者の利便性を制限するおそれがあることなどから、ただちにこのような取り扱いを中止し、開錠することとした。
○他方、路上生活者等が中にこもるなどの問題に対しては、安全性の観点から、見回り等を従来より強化する方向で対応を行うこととした。
○施設管理者が運営するすべての施設において、同様の誤った取り扱いがなされていないか点検し、改善を要する場合は直ちに行うこととする。

差別解消法を活かすために

- 建設的対話を妨げるNGワード（考え方）
- 「もし、何かあったら…」
  　どういう問題が生じるか、そのリスクを減じるためにどういうことができるかを具体的に考えること
- 「あなただけ特別扱いできません」
  　合理的配慮は「特別扱い」ではなく、ともに活動したり楽しんだりするため（平等性確保）の個別的調整
- 「前例はありません」ー前例は対話を通じてつくるもの
- 無関心こそ最大の障壁

差別解消法をさらに理解するために

- NHKハートネット掲載記事
  「合理的配慮」がよく分かる　考え方と具体例
  → https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/843/

「障害者が街を歩けば
差別に当たる?!」（DPI）